広報こうた

No.116　昭和41年3月1日

発行　額田郡幸田町
編集　幸田町企画室
印刷　合資会社 ヨシノ印刷所

三月当直医日割表

六日　浅井医院
十三日　鈴木更生医院
二十日　上田医院
二十一日（祭）天真堂医院
二十七日　神谷医院

三月の解説

三月の和名を「やよい」（弥生）といいます。やよいとは、万物がいやましに生育することです。旧の三月があらゆる生物の成長する月として、やよいと呼ばれることは、まことにふさわしいといえましょう。

農業構造改善事業

総額二億円余

関連事業を含めて大詰め近し

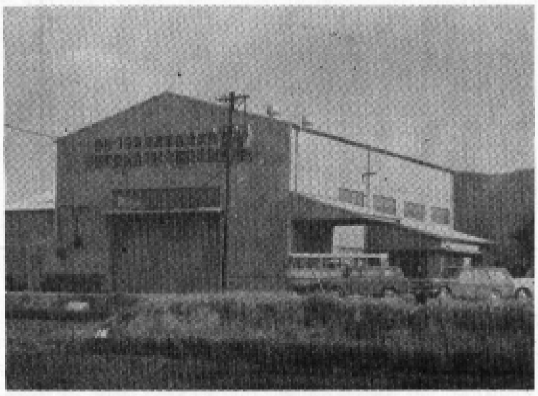

昭和38年から実施してまいりました農業構造改善事業は、かってない規模と構想のもとに計画の樹立事業の推進と続けられておりますが、ようやく大詰となり残る事業もコンバイン導入のみとなりました。

その間農業をとりまく情勢は、経済の高度成長、貿易自由化、技術革新等、農地改革の激動期にも経験しなかった激しい変化をとげつつあるときでもあって農業および農村の進むべき方向を正しく指向してゆく農業構造改善も幾多の困難の問題が山積し幾多の未完成されてきたのであります。

なにしろ関連事業を含めて総額は別表のとおり二億百五十三万八千円という巨額であってそれも、実施地区の限られた部落の限られた人となりますと一戸で、三百万円を越す投資をされた方もあるわけです。

このように今度の農業構造改善事業は過去の新農村建設事業のように総花的に浅く広く行なうのではなく重点的に関連性をもたせて行われるものであります。

幸に事業主体・参加農家の農業構造改善に対する意欲の高かったことが、このような大事業に踏みきり完成をみてきたのであります。今後はこれら運営の良否が農業構造改善の成果に重要な関連を持つので大いに期待がかけられています。

幸田町農業構造改善事業概要

事業名	事業主体	事業量	総事業費	負担区分 県補助金	町補助金	借入金	自己負担
区画整理	高力土地改良区	27.5ha	13.400	6.700	268	4.710	1.722
一般農道	新田用悪水土地改良区	3.989m	6.847	3.423	136		3.288
みかん園造成事業	桐山開墾組合	9.81ha	10.678	5.339	213	3.750	1.376
〃　〃	上六栗開墾組合	7.7ha	7.2933	3.646	145	2.560	942
小計			38.218	19.108	762	11.020	7.328
トラクター	幸田農業協同組合	[illegible] 4台	10.230	5.107	369	3.780	974
コンバイン	〃　〃	刈巾 10 駅1台	5.920	2.960	118	2.260	582
籾乾燥調整施設	〃　〃	440.23㎡1棟	17.758	8.879	355	6.700	1.824
みかん共同防除施設	須美開墾組合	30ha	9.880	4.925	256	3.750	949
〃　〃	上六栗開墾組合	10ha	3.030	1.510	100		290
みかん集荷所	須美生産組合	1棟305 76㎡	3.970	1.981	119	1.130	1.870
肥育豚舎	高力養豚組合協業	1棟680㎡	3.800	1.900	114	1.420	366
小計			54.588	27.262	1.431	19.040	6.855
肥育豚舎	（北部）個人	5棟860㎡	4.990			3.910	1.080
みかん植栽	（須美）個人	9.68ha	3.872			3.093	779
〃　〃	（桐山）〃	4 90	1.960			1.566	394
〃　〃	（上六栗）〃	4.55	1.780			1.423	357
みかん貯蔵所	（須美）〃	31棟602.64㎡	3.875			3.100	779
〃　〃	（桐山）〃	6棟116.64㎡	750			600	150
〃　〃	（上六栗）〃	14棟272.16㎡	1.750			1.400	350
〃　〃（完全）	（須美）〃	7棟439.725㎡	13.866			10.900	2.966
小計			32.843			25.992	6.851
合計			125.649	46.370	2.193	56.052	21.034
かん排水事業	須田土地改良区	816.75m	3.512	1.756	70	1.230	456
連絡農道	〃　〃	582.50m	1.600	750	210		640
小計			5.112	2.506	280	1.230	1.096
みかん共同防除施設	逆川開墾組合	30㎡×3	522	244	33		245
育すう所施設	幸田町育雛協業組合	6棟982.125㎡	6.500	3.250	190	2.440	620
籾乾燥調整施設	幸田町農業協同組合	1棟180㎡	1.240	595	77		568
野菜集荷所	〃　〃	17棟254㎡	4.100	1.968	128		2.004
みかん共同防除施設	桐山開墾組合	15ha	1.580	760	98		722
育成繁殖豚舎	幸田町種豚組合	2棟225.87㎡	1.080	517	67	390	106
小計			15.022	7.334	593	2.830	4.265
合計			20.134	9.840	873	4.060	5.361
逆川開墾パイロット事業	逆川開墾組合	27ha	20.125	8.525	1.050	7.660	2.890
須美〃　〃	須美開墾組合	25ha	22.030	12.116	390	7.930	1.594
一般団体営業事業	高力土地改良区	25ha	13.600	6.120	299	5.740	1.441
合計			55.755	26.761	1.739	21.330	5.925
農業構造改善事業			125.649	46.370	2.193	56.052	21.034
地域振興事業			20.134	9.840	873	4.060	5.361
関連事業			55.755	26.761	1.739	21.330	5.925
合計			201.538	82.971	4.805	81.442	32.320

註　町補助金は3ヶ年に分割交付であるが1年分を記載

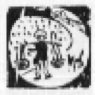

所得税・住民税・事業税　共同納税相談開設

所得税の確定申告と納税は、3月15日までとなっており、納税者のみなさんは、すでに申告の準備を進めておられることと思いますが、税務署および幸田町役場、愛知県西三河事務所では、納税者の便宜をはかり、次により所得税確定申告と納税の相談と住民税、事業税の申告の相談を受けることになりましたからご利用ください。

なお、期日がせまりますと会場が混雑しますからお早めにおすませください。

期日	曜日	相談内容
3月2日	水	所得税（営業のみ） 住民税 事業税
3月3日	木	所得税（譲渡を除く） 住民税 事業税
3月4日	金	所得税 住民税 事業税
3月9日	水	所得税（営業のみ） 住民税 事業税
3月10日	木	所得税（譲渡を除く） 住民税 事業税
3月11日	金	所得税（営業のみ） 住民税 事業税

◉相談時間は各日とも午前9時30分から午後5時まで
◉相談場所は各日とも幸田町役場

納税相談の会場は、非常に混雑いたしますので、自分で記入できる所はできるだけ記入しておいてください。

なお、上記以外の日でも、役場税務課で、各税の納税相談および申告書の受付をしております。

野ネズミ一斉駆除始まる

ここ二、三年来野ネズミが急激に繁殖し、農作物の被害も広範に亘って発生しています。

西三河地方の推定被害額も一年間で約六千万円ともいわれます。

そこで幸田町では町内一斉に駆除を行い被害を排除しようとすることで次のようにに行なうことになりましたからご協力ください、

地区名	防除期日 第一回	第二回
荻谷 深溝 豊坂	三月一日	三月十日
坂崎 大草 菱池	三月二日	三月十一日

NHK公開
幸田町家庭教育研究会
評論家 中野好夫先生を招いて

幸田町ではNHK録音することになっています。
どなたでも入場できますから是非大勢お出かけください。

プログラム
1日時　三月十三日（日曜日）
午前十時より午後四時まで
2場所　幸田町中央公民館ホール
3内容
研究発表
○テレビと家庭
坂崎学区
幸田町教委
○私たちの家庭教育学級
荻谷学区
額田町千万町学区
下山学区
パネルディスカッション
「テレビと家庭教育」
記念講演（公開録音）
評論家　中野好夫氏
アトラクション
NHK主婦のコーラス

お問いあわせは幸田町教育委員会事務局（有線二〇二八番）へ

西三河教育事務所の後援で幸田町家庭教育研究会を中央公民館ホールで開催することになりました。

次町では、昨年夏より「うちじゅうそろって一日三十分間テレビをみる運動」をすすめてきました。この研究会ではこの運動の総反省と、家庭における父親の役割、カギッ子問題等を研究してきた荻谷小学校家庭教育学級の研究成果、等の発表。「テレビと家庭教育」というパネルディスカッション、講演、アトラクションと、もりだくさんのプログラムが予定されています。特に評論家中野好夫氏を招いてのスペシャルプログラムです。なおこの模様はNHKが公開

新しいあそび場ができました。

春とはいえまだ風も冷たく寒さも身にしみる今日此頃ですが、子供達の楽しいあそび場となっております。

今年度幸田保育園へ母親クラブから寄贈されたこの遊具は一日中子供達は元気にとび廻っております。

「あそび」は子供の生活の殆んどであり寝る以外の活動はすべてあそびであると言っても決して過言ではないと思います。

この「あそび」の中から子供達は多くの知識を学び夢を育てます。

最近は幼児の世界から夢が少なくなったように思われます。ロケットが月に着陸する時代にと考えられる方もあるかと思いますが、幼児には幼児なりの美しい夢を持たせたいと思います。

終日あそびに我を忘れるこの子供達……やがては明日の世代を背負うこの子供達、健やかに正しく育てと願わずにはおられません

大型トラクターの利用を

幸田町農業協同組合

稲作経営の新らしい方向として大型トラクターによる作付が、近い将来日本の稲作の相当面積をしめようとして、農業の機造改善事業が進められています。

いうまでもなく、これは日本農業の新らしく進む道であり、農家のための政策であり、農家の直接出資になる、土地改良または、農家利益代表機関として、農業協同組合が取得運営することについては、先月の広報でお知せした次第ですが、今回これら四台のトラクターの利用について、利用者の負担、これを運営する農協の経理面について検討、利用条件利用料を農協役員会にて決定しましたので利用可能な地区の農家の利用を進めたくお知らせいたします。

イ、圃場は一区三反以上でトラクターの、進行および運行可能な圃場であること。

ロ、申込みは利用十五日前に代表者名にて、集団で農協支所または指導部まで申込むこと。

ハ、利用料　一反当り
作業名　普通料金　五六月料金
耕転　二、〇〇〇円　二、二〇〇円
代掻　一、〇〇〇　一、〇〇〇
砕土　一、〇〇〇　一、〇〇〇
均平　一、〇〇〇　一、〇〇〇
播種　一、〇〇〇　一、〇〇〇

二、作業は集団利用を原則優先としますが、イの条件に合う個人の作業もお受けする反面、お断りする場合もあります。

商工だより

一、税務継続指導における記帳指導事業を四十一年度より行いますので希望者は、商工会事務局まで申込みください。

(一)、受講資格幸田町商工会員並に青色申告会員

(二)、実施箇所、毎月第一第二第三第四、火曜日と、金曜八日間午後一時より五時まで

(三)、講師、税理士、経営指導員、記帳指導員

(四)、手数料、第一種、月謝百円大体記入方法を知っていて自分で、伝票を記入し帳簿もつけ、少しわからない所だけ月二回および三回程度指導を受ける人。

第二種、月謝五百円、記入方法がわからず、指導を受けてから伝票ならびに、帳簿を記入し、月四回および五回指導を受けたい人。

第三種、一千円、記入方法がわからず、月五回以上八回指導を受けたい人。

(五)、申込場所、自込加入金として三ケ月分代金を添え申込み用紙に記入の上、商工会事務局まで申込みください。

婦人のつどい
とき　三月一日
ところ　幸田町商工会館
華道および盛装講習会

火の始末人に頼むなまかせるな
春季全国火災予防運動実施中
昭和四十一年二月二十八日から三月十三日まで

固定資産課税台帳の縦覧始まる

地方税法第415条第1項の規定により昭和41年度固定資産課税台帳を次のとおり縦覧に供します。

なお、縦覧期間以後において固定資産の価格の決定または修正等をした場合においては地方税法第417条の規定により納税義務者に通知します。

1．縦覧場所　額田郡幸田町役場
1．縦覧期間　昭和41年3月1日から20日まで
毎日午前8時30分から午後5時まで，ただし土曜日の午後および日曜日を除く

民事調停事件の口頭受付をします。

簡易裁判所におきましては昭和四十一年二月一日から民事に関する調停事件について口頭による申立を受付ける取扱いを実行することとなりました。

調停とは金銭貸借、家の賃借、土地や山林・交通事故・損害賠償等の問題、その他の紛争を裁判官と調停委員とが相に立って譲り合いの精神で解決しようという制度です。もちろん法廷で争うわけではありませんから、関係のない人には知られる心配はありません。

このような人は裁判所の窓口へ行ってお話になれば口頭で受付けてくれます。

申立書を提出する必要がないのです。

その費用もわずかな印紙代と切手代のほかはかかりません。

岡崎調停協会

国民年金被保険者の皆さんへ

○ **国民年金はあなたの生活を守る年金です。**

この年金は若いあなたが健康なときに保険料を納め，老令や，身体障害や，母子家庭等になったときに年金を支給し生活を保障しようとするのがこの制度ですが，全国では約2千万人の多くの人が加入しています。制度の内容も年々改善されていますが，皆さんが一番心配される将来の年金額については，生活水準や諸物価の変動に応じ5年目ごとに再計算することを国が約束しています。昭和40年度は丁度この時期にありますので，年金額を中心とした大巾な改善が予定され皆さんの年金として大きく発展しています。

○ **あなたの保険料は完納されていますか。**

○ **あなたは老令年金の最低受給資格期間を満たしていますか。**

昭和6年4月1日以前に生まれた方は昭和40年4月分から保険料を完納しないと受給資格がなくなります。

老令年金を受給するためには普通60才までの間に25年以上保険料を納めるか，免除された期間でなければなりませんが，昭和5年4月1日以前に生まれた方はこの25年が24年から10年までに短縮されています。そこで皆さんの年令に応じ昭和40年4月から60才までの期間と最低受給資格を計算してみると次表のとおりとなります。

すなわち，昭和5年4月1日以前に生まれた方は昭和40年4月分から1ケ月の未納もなく完全納付しないと老令年金が支給されないこととなってしまいます。

まだ未納の保険料がある方は，特にご注意しすぐ納付してください。

なお大正5年4月1日以前に生まれた方については，かりに最低の受給資格期間がないときでも，納付年数に応じ特例の老令年金が65才から69才まで支給され70才から福祉年金の受給権を取得します。

老令年金の最低受給資格期間早見表

被保険者の生年月日	昭和40.4.1の年令	昭40.4から60才までの年数	年金を受けるために必要な最低年数（掛付又は免納）
大正5・4・1以前に生まれた者	49こえる	10以下	10
〃 5・4・2〃 6・4・1の間に生まれた者	48こえる～49こえない	11	11
〃 6・4・2〃 7・4・1〃	47～48	12	12
〃 7・4・2〃 8・4・1〃	46～47	13	13
〃 8・4・2〃 9・4・1〃	45～46	14	14
〃 9・4・2〃 10・4・1〃	44～45	15	15
〃 10・4・2〃 11・4・1〃	43～44	16	16
〃 11・4・2〃 12・4・1〃	42～43	17	17
〃 12・4・2〃 13・4・1〃	41～42	18	18
〃 13・4・2〃 14・4・1〃	40～41	19	19
〃 14・4・2〃 15・4・1〃	39～40	20	20
〃 昭和 15・4・2〃 2・4・1〃	38～39	21	21
〃 2・4・2〃 3・4・1〃	37～38	22	22
〃 3・4・2〃 4・4・1〃	36～37	23	23
〃 4・4・2〃 5・4・1〃	35～36	24	24
〃 5・4・2〃 6・4・1〃	34～35	25	25
〃 6・4・2〃 7・4・1〃	33～34	26	25
〃 7・4・2以降に生まれた者	32以下	27（1才増すごとに1年加える）	25

（註）　この表の「年金を受けるために必要な最低の年数」は以前に厚生年金等他の年金制度に加入していた方や厚生年金加入者等の配偶者で希望により加入された方は国民年金の年数と通算対象期間とを合算した年数となります。

ご連絡・お問合せは……あなたの町役場又は当事務所（電話岡崎㉓4541～3）気軽にしてください。